

1. 総則

問題1

☐☐☐

調査士は、不動産の〔 ① 〕及び土地の〔 ② 〕を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する〔 ③ 〕の明確化に寄与し、もって国民生活の〔 ④ 〕に資することを使命とする。

問題2

☐☐☐

調査士は、常に〔 ① 〕を保持し、業務に関する〔 ② 〕及び実務に精通して、〔 ③ 〕かつ〔 ④ 〕にその業務を行わなければならない。

問題3

☐☐☐

日本国籍でない者は、調査士となることができない。

問題4

☐☐☐

禁錮刑に処せられたが、刑の執行の免除を受けた者は、免除の日の翌日から調査士となる資格を有する。

問題5

☐☐☐

懲役刑で、刑の執行猶予の言渡しを受け、その言渡しを取り消されることなく期間を満了した者は、その翌日から調査士となる資格を有する。

問題6

☐☐☐

未成年者は、調査士となる資格を有しない。

1. 総則

- 解答 1**
- ① 表示に関する登記
 - ② 筆界
 - ③ 権利
 - ④ 安定と向上
- (法 1 条)

- 解答 2**
- ① 品位
 - ② 法令
 - ③ 公正
 - ④ 誠実
- (法 2 条)

- 解答 3 ×** 調査士資格に、国籍による条件はない。そのため、外国人であっても調査士となる資格を有する。なお、その場合は、調査士名簿に国籍を登録することになる(規則 14 条 2 項)。

- 解答 4 ×** 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから 3 年を経過しない者は、調査士となる資格を有しない(法 5 条 1 号)。刑の執行の免除を受けた場合は「執行を受けることがなくなつた」ことに該当するため、その時点から 3 年を経過するまでは調査士となる資格を有しない。

HINT

- 「執行を受けることがなくなつた」とは、
- ① 仮釈放後に刑の残余期間を経過した
 - ② 刑の時効が成立した
 - ③ 刑の執行が免除となつた
- のいずれかを指す。

- 解答 5 ○** 執行猶予の言渡しを受け、その言渡しを取り消されることなく期間を満了したときは、刑の言渡しが効力を失うため(刑法 27 条)、その翌日から欠格事由に該当しないことになる。

HINT

執行猶予期間の満了は、「執行を受けることがなくなつた」ケースには含まれないため、3 年を経過する必要はない。

- 解答 6 ○** 未成年者は、調査士となる資格を有しない(法 5 条 2 号)。

HINT

調査士試験を受験することはできる。ただし、合格しても登録することはできない。